

## 公益財団法人大田区スポーツ協会 加盟申請について

公益財団法人大田区スポーツ協会への加盟については次のとおりとなっています。

加盟決定までは、加盟要件や申請書類の整備など申請に向けた準備が必要ですので事前にご相談をお願いします。

### I 公益法人大田区スポーツ協会加盟団体規定（抜粋）では

《加盟団体》

- 1 加盟団体とは、大田区の区域を構成範囲として結成された種目別体育団体・レクリエーション団体及び地域スポーツ団体で、理事会で加盟を承認された団体をいう。
- 2 種目別団体及びレクリエーション団体は、当該種目（競技等）について区内全域において広く普及を図り、区を代表する団体としての能力（組織）を持ち、1種目（競技等）について1団体とする。

《加盟申請》

本協会に加盟を希望する団体は、その代表者から次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 団体規約
- (3) 役員一覧表
- (4) 会員名簿
- (5) 所属組織一覧表
- (6) 当該年度の事業計画書・予算書
- (7) 前年度の事業報告書・決算書
- (8) その他必要な書類

《加盟審査会》

本協会に加盟を希望する団体から加盟申請があった場合は、加盟審査会を経て、直近の理事会に発議するものとする。（理事会承認後 加盟団体となる。）

《加盟団体の義務》

加盟団体は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 規定された入会金・分担金・協賛金の納入
- (2) 定款第4条に定める本協会の事業運営に対する協力
- (3) 年度毎の活動状況についての理事長への報告

### II 加盟申請までの流れ

#### 1 加盟相談

申請団体代表⇒スポーツ協会加盟について要件、準備資料、手順などを相談します。

事務局⇒①基本的な申請書類や流れを説明します。（電話、FAX、メール等）

②改めて加盟申請方法、提出書類、入会金・分担金等について説明

（スポーツ協会事務局でご説明します）

#### 2 申請準備

申請団体⇒申請に必要な書類等がすでにある場合はこれを持参していただきます。

ない場合は、ご用意できたものでご案内いたします。

事務局⇒必要書類の内容確認をします。書類について修正等があれば変更をお願いします。  
一定期間の団体の活動実績が必要です。

### 3 加盟申請

申請団体⇒加盟申請に必要な書類一式、関係資料提出

事務局⇒加盟申請に書類の受理

⇒内容の確認 ①書類のチェック  
②団体のヒアリング

### 4 加盟審査会の開催、理事会決議

申請受理後、協会規程により、申請資料、ヒアリング内容を基に加盟審査会を開催します。  
申請団体に出席を要請することもあります。

加盟審査会を経た後、理事会により加盟の可否を決議します。  
理事会承認後、正式加盟となります。

※加盟時及び加盟後にかかる経費等は、次のとおりです。

○入会金（加盟承認時のみ） 200,000 円

○分担金（毎年度、団体の規模に関係なく一律）35,000 円

○協賛金

（毎年度、団体の規模（会員数）に応じて

① 10,000 人以上	50,000 円	} 該当する金額を納付して いただきます。
② 5,000 人以上～9,999 人	40,000 円	
③ 1,000 人以上～4,999 人	30,000 円	
④ 500 人以上～ 999 人	20,000 円	
⑤ 100 人以上～ 499 人	15,000 円	
⑥ 100 人未満	10,000 円	

（個人分（加盟団体選出）評議員 ②理事 ③監事 ④代表委員 5,000 円

代表委員は加盟団体から 1 名選出するため協賛金（個人）があります。

※加盟後にスポーツ協会から交付する。

○加盟団体振興補助金（毎年、スポーツ協会から加盟団体あて交付します。）

団体一律 40,000 円

〒143-0016

大田区大森北 4-16-5 大田区子ども家庭支援センター内

公益財団法人 大田区スポーツ協会

電話 5471-8787 FAX5471-8789

E-mail : otataiky@wf7.so-net.ne.jp